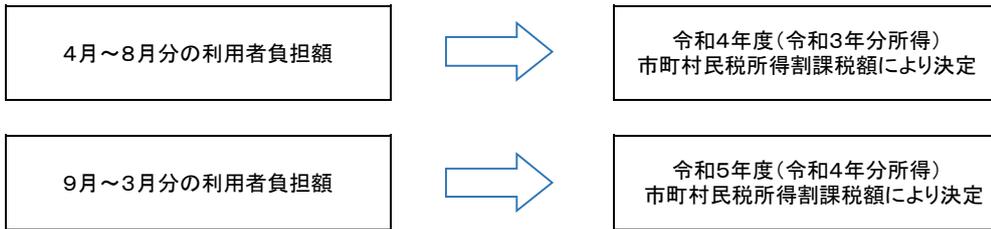


## ■板倉町利用者負担額表(3号認定)

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0 円	0 円
2	市町村民税 非課税世帯	0	0
3	市町村民税 均等割のみ課税世帯	6,800	6,800
4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	9,800
5		72,800円未満	14,000
6		97,000円未満	18,000
7		133,000円未満	24,600
8		169,000円未満	31,200
9		235,000円未満	35,400
10		301,000円未満	39,600
11		397,000円未満	44,000
12		397,000円以上	48,400

## ●利用者負担額の改定

利用者負担額は、各世帯の市町村民税額により決定します。  
また、市町村民税課税額の決定時期及び年度切り替えにより、毎年4月と9月に利用者負担額の切り替えを行います。



## ●利用者負担額の軽減制度

### 多子世帯(同時入所者)の利用者負担額の軽減

同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
ただし、小学校1年生以上はカウントしません。

### ～第3階層から第5階層の一部(ひとり親世帯等(※))は第6階層の一部)が適用される世帯への軽減拡大～

#### 多子世帯への利用者負担額軽減

町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(第3階層～第5階層の一部)は、児童の年齢にかかわらず最年長の子どもから順に第1子、第2子とカウントし多子軽減が適用されます。(ただし、カウントするのは保護者が扶養する児童に限ります。)

生計を一にする第1子の年齢に関わらず (第3階層～第5階層の一部に限る)

第2子	.....>	半額
第3子以降	...>	無料

#### ひとり親世帯等(※)への利用者負担額軽減の拡充

ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯で、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯(第3階層～第6階層の一部)は、児童の年齢にかかわらず最年長の子どもから順に第1子、第2子とカウントし、軽減が適用されます。(ただし、カウントするのは保護者が扶養する児童に限ります。)

生計を一にする第1子の年齢に関わらず (第3階層～第6階層の一部に限る)

第1子	.....>	月額3,600円(第3階層の場合は3,400円)
第2子	.....>	無料

#### ※「ひとり親世帯等」に該当するか

##### ①「ひとり親世帯等」の場合

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がいない者で、実際に児童を母親又は父親のみが扶養している世帯

##### ②次の「障害者(児)のいる世帯」の場合

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方(身体障害者福祉法第15条に定める)
- ・療育手帳の交付を受けた方(療育手帳制度要綱に定める)
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める)
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金等を受給している方

### ～第3子以降(3歳未満児に限る)の利用者負担額無料化～

#### 3歳未満児で第3子以降の児童の利用者負担額無料化

3歳未満児は、児童の年齢にかかわらず最年長の子どもから順に第1子、第2子とカウントし、第3子は無料となります。(ただし、カウントするのは保護者が扶養する児童に限ります。)

第3子以降3歳未満児の利用者負担額軽減を受けるには、別途申請が必要になりますので、役場福祉課子育て支援係にお問い合わせください。